

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長  
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

「適正評価に関する特約条項」を次のとおり改正しましたのでお知らせします。

改正内容

旧	新
<p>(事後の事情の変化に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>(事後の事情の変化に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、<u>教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><b>2</b> 乙は、<u>前項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。</u></p>